

村上市田端町地内における鉛による土壌汚染について

村上市田端町地内において、事業者が実施した土壌調査の結果、鉛が土壌溶出量基準値及び土壌含有量基準値を超えて検出された旨、本日、新発田地域振興局（環境センター）に報告がありました。

調査結果の概要及び県の対応は次のとおりです。

1 概要

- 調査地点：村上市田端町地内
- 試料採取日：令和8年3月16日～19日
- 検出状況：

○ 土壌溶出量

有害物質の種類	調査結果	基準値
鉛及びその化合物	0.017～0.12 mg/L	0.01 mg/L 以下

○ 土壌含有量

有害物質の種類	調査結果	基準値
鉛及びその化合物	230～240 mg/kg	150 mg/kg 以下

2 県の対応

- 地下水への影響が考えられる範囲（半径 80m）に、水道水源、飲用井戸、営業用井戸及び農業用井戸がないことを確認しました。
- 今回汚染が確認された地点の周辺では、過去に判明した汚染事案に係る周辺地下水の汚染状況の確認を村上市が継続して実施していることから、改めて地下水調査を実施する予定はありません。
- 事業者に対し、汚染された土壌の飛散流出防止及び立入禁止等の適切な措置を行うよう指導しました。

(参考)

○ 鉛及びその化合物

1 健康への影響

疲労、頭痛、関節痛、胃腸障害、中枢神経障害、末梢神経障害を及ぼすといわれている。

2 用途

鉛蓄電池、ハンダ、合金原料、電線被覆、顔料、銃弾、プラスチック安定化剤等に使用

本件についてのお問い合わせ先
環境対策課 [担当] 遠藤
(直通) 025-280-5157 (内線) 2716